

委 員 会 規 程

平成 8 年 4 月 1 日 制 定
平成 11 年 10 月 28 日 一部改正
平成 13 年 10 月 1 日 一部改正
平成 18 年 3 月 20 日 一部改正
平成 26 年 11 月 18 日 一部改正
平成 28 年 11 月 10 日 一部改正
令和 元 年 6 月 3 日 一部改正
令和 8 年 6 月 2 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）の委員会に関する構成、運営、その他を定める。

(委員会)

第 2 条 委員会は、総務、学術、広報、東京都薬用植物園事業管理、薬用植物国内栽培事業の各委員会とし、必要に応じ新設、廃止する。

2 委員会の新設、廃止は、理事会で決定する。

(委員会の活動)

第 3 条 委員会は、定款に定める事業目的に応じて、それぞれ次の活動を行う。

- (1) 総務委員会は、定款・規程などの改廃、薬草収穫感謝の会など当法人の行事および法規に関する事項、諸団体との連絡・調整、他の委員会に属さない事項に係わる活動を行う。
- (2) 学術委員会は、各種研修会、生薬に関する懇談会、講演会、薬草観察会、新常用和漢薬集の改訂、局方原案審議委員会、およびその他学術に係わる活動を行う。
- (3) 広報委員会は、会報の発行、ホームページの管理およびその他広報に関する事項に係わる活動を行う。
- (4) 東京都薬用植物園事業管理委員会は、東京都と受託契約をする東京都薬用植物園の事業管理に関する事項および、ふれあいガーデン事業に関する活動を行う。
- (5) 薬用植物国内栽培事業委員会は、薬用植物の国内栽培指導、栽培地視察、栽培指導講習会に関する活動を行う。

(委 員)

第 4 条 委員会の委員は、当法人の会員もしくは会員会社社員とする。

2 委員は理事会で承認した後、会長が委嘱する。（別紙様式－1）

3 任期は当法人役員改選期の4月1日より2年とし再任を妨げない。任期途中においての新任者の任期は当該期の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第 5 条 各委員会には、委員長1名、および副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任し、理事会の承認を得る。

2 委員長は会議の議長となり会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 委員長、副委員長に事故あるときは、互選により他の委員がその職務を代行する。

(会 議)

- 第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。
- 2 会議を招集しようとするときは、委員長が委員に対して予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
 - 3 委員会は、委任状を含め委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。
 - 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数を以って決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。
 - 5 委員長は、必要があると認めるときは会議の招集を行わず書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
 - 6 委員は、自己に特別の利害がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
 - 7 委員会は原則として非公開とする。ただし、委員長は適当と認めるものに対して参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(特別委員会)

- 第7条 第2条の委員会のほかに、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会は、限られた期間と目的を定めて設ける委員会で、委員は会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。
- 2 特別委員会の設置は理事会で決定する。
 - 3 委員長および副委員長の選任は第4条に従う。

(議事録)

- 第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程の変更は、令和8年6月2日より施行する。

令和 年 月 日

殿

公益社団法人 東京生薬協会

会長 藤 井 隆 太

委 嘱 状

委員会委員を委嘱します。

任期は、令和 年 月 日から

令和 年 月 日までとします。